

1 第214回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第214回国会（臨時会）は、令和6年（2024年）10月1日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、10月9日までの9日間とする旨議決された。なお、参議院では会期について初めて記名投票を行った。

10月4日、参議院議場において開会式が行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、3 常任委員長（総務、法務、議院運営）の辞任及び選挙、7 特別委員会（災害対策、ODA 沖縄北方、政治改革、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、10月4日の本会議で、常任委員長の選挙、8 特別委員会（災害対策、政治改革、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、震災復興、原子力、地域・子ども・デジタル）の設置等が行われた。

(岸田内閣の総辞職、内閣総理大臣の指名)

第213回国会（常会）閉会後の8月14日、岸田内閣総理大臣は、自由民主党総裁選挙には出馬しない旨表明した。

召集日当日、岸田内閣が総辞職し、同日の衆参両院の本会議において内閣総理大臣の指名が行われ、いずれにおいても、投票の結果、石破茂衆議院議員（自由民主党総裁）が第102代65人目の内閣総理大臣に指名された。

内閣総理大臣の指名を受け、同日、自由民主党及び公明党の連立による石破内閣が発足した。

(所信表明演説・質疑)

10月4日、衆参両院の本会議で、石破内閣総理大臣の就任後初の所信表明演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で10月7日、参議院で10月8日にそれぞれ行われた。

(衆議院の解散)

10月1日、石破総理は、10月9日に衆議院を解散し、衆議院議員総選挙を10月15日公示、10月27日投開票の日程で行う方針を表明した。

10月9日、参議院本会議で閉会手続が行われ、散会した後、衆議院において石破内閣不信任決議案が提出されたが、その後開かれた衆議院本会議で、伝達された解散詔書を議長が朗読し、衆議院が解散された。

今回の衆議院解散・総選挙については、内閣が発足してから8日後の解散であり、内閣総理大臣就任から投開票日まで26日間であった。

2 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、継続1件であったが、審査未了となった。

参議院議員提出法律案は、今国会提出1件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出7件、継続108件のうち、1件が成立した（成立率0.9%）。

決議案は、今国会提出1件が可決された。なお、今国会提出の条約はなかった。

(1) 旧優生保護法補償金支給法案

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めるため、10月7日、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案」（衆第4号）を委員会提出法律案とすることと決定した。

10月7日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に提出された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、10月8日に趣旨説明を聴取した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

10月8日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(2) 決議案

参議院では、10月8日の本会議において、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議案」が可決された。

3 その他

(1) 情報監視審査会

第213回国会（常会）閉会後の7月30日、審査会は、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を行った。

(2) 党首討論

10月9日、国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が参議院において開会され、野田佳彦君（立憲）、馬場伸幸君（維教）、田村智子君（共産）及び玉木雄一郎君（国民）と石破内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(3) 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応

第213回国会閉会後において、両議院正副議長は、各政党・各会派からの個別の意見聴取を行い、9月26日、両議院正副議長から岸田内閣総理大臣に対し、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応についての中間報告」並びに全体会議及び各政党・各会派からの個別の意見聴取の議事録を手交した。